

令和7年分 青色申告決算書（農業所得用）の書き方

税務署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書（農業所得用）」の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる農業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、令和7年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

青色申告特別控除65万円を受けるためには・・・

控除額	適用要件	複式簿記（正規の簿記の原則で記帳）	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内に申告（注1）	e-Taxで申告 又は優良な電子帳簿保存
65万円	○	○	○	○	○（注3）
55万円	○	○	○	○	—
10万円	（簡易な記帳）	—（注2）	—	—	—

（注1）還付申告の場合も確定申告期限までに提出が必要です。

（注2）損益計算書の添付は必要です。

（注3）以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

○ e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。

○ 令和7年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を税務署に提出する。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『青色申告特別控除』」をご覧ください。

スマホで青色申告決算書が作れます!!

- ✓ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から
- ✓ スマホで青色申告決算書・申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます
- ✓ さらに、自動計算だから計算誤りがありません



作成コーナー

- ※ パソコンでも青色申告決算書や申告書の作成・送信ができます。
- ※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式 note をご確認ください。



デジタル庁公式 note

「自宅からのe-Tax」5つのメリット！



※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



受信通知から
いつでも内容確認



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能



自宅から
申告可能



※メンテナンス時間を除きます

令和〇〇年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

主な農産物・畜産物を記入します。
例：米作農業、果樹栽培農業など

住 所	〇〇市△△町×-×××	業種名	〇〇農業	事務所所在地
フリガナ 氏 名	ヨクゼイ タロウ 国税 太郎	農園名	〇〇園芸	氏名（名称）
電 話 番 号	×××-×××-××××	事務所 等	電話番号	

令和〇〇年3月4日

損 益 計 算 書 (自 □□月□□日 至 □□月□□日)

整理番号

提出用 (令和二年分以降用)	科 目	金 額 (JPY)	科 目	金 額 (JPY)	科 目	金 額 (JPY)
	販 売 金 額 ①	9 9 7 2 0 0 0	作 業 用 衣 料 費 ⑧	1 3 6 0 0 0	差 引 金 額 (⑦-⑧)	5 5 3 7 4 4 8
	家 事 消 費 金 額 ②	2 7 5 0 0 0		2 8 0 0 0 0		
	雜 収 入 ③	1 2 7 0 0 0	減 価 償 却 費 ⑩	7 7 4 8 6	繰 貸 倒 引 当 金 ⑯	5 5 0 0 0
	小 計 ①+②+③) ④	1 0 2 7 4 0 0 0	荷 造 運 貨 手 数 費 ⑪	8 2 0 0 0	各 種 稽 索 額 ⑯	
	農 産 物 の 棚 卸 高 期 首 ⑤	1 4 5 0 0 0	雇 人 費 ⑫	2 9 0 0 0 0	引 当 金 ⑯	
	農 産 物 の 棚 卸 高 期 末 ⑥	1 6 4 3 0 0	利 予 割 引 料 ⑬	1 3 8 0 0 0	計 ⑯	5 5 0 0 0
	計 ④-(⑤+⑥)	1 0 2 9 3 3 0 0	地 代・賃 借 料 ⑭		専 徒 者 給 与 ⑯	2 1 7 0 0 0 0
	租 稅 公 課 ⑧	7 2 1 5 0	土 地 改 良 費 ⑯	1 8 0 0 0	貸 倒 引 当 金 ⑯	6 6 0 0 0
	種 苗 費 ⑨	8 4 0 0 0	共 販 諸 挂 ⑯	3 8 9 0 2 7	入 金 額 ⑯	
	素 奢 費 ⑩	4 2 9 0 0 0			等 等 ⑯	
	肥 料 費 ⑪	5 3 8 0 0 0			計 ⑯	2 2 3 6 0 0 0
	飼 料 費 ⑫	3 7 5 0 0 0			青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑯-⑯-⑯)	3 3 5 6 4 4 8
	農 具 費 ⑬	2 8 6 0 0 0			青 色 申 告 特 別 控 除 額 ⑯	5 5 0 0 0 0
	農 藥 生 費 ⑭	3 4 7 5 0 0	雜 費 ⑯	1 4 6 2 7 4	所 得 金 額 (⑯-⑯)	2 8 0 6 4 4 8
	諸 材 料 費 ⑮	3 8 7 0 0 0	小 計 ⑯	4 8 1 8 9 5 2		
	修 繕 費 ⑯	1 2 5 0 0 0	農 産 物 以 外 の 棚 卸 高 期 首 ⑯	3 4 2 9 0 0	⑯のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	
	動 力 光 热 費 ⑯	2 7 0 5 1 5	經 費 从 事 から 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ⑯	3 0 6 0 0 0	●青色申告特別控除については、「決算の手続き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。	
			計 ⑯+⑯-⑯-⑯)	1 0 0 0 0 0	●下の欄には、書かないでください。	

- 1 -

○損益計算書

収入金額	販 売 金 額 等 ①・②	決算書2ページの①表の①及び②の金額を記入します。
	雜 収 入 ③	決算書2ページの①表の③の金額を記入します。
	農産物の棚卸高 ⑤・⑥	決算書2ページの①表の⑤及び⑥の金額を記入します。
経 費 (⑧～⑯)	決算整理後の金額を記入します。 なお、⑯の果樹・牛馬等の育成費用の金額を差し引かないところで記入します。 必要経費の算入に当たり、明細書の添付が必要ある場合は、明細書を併せて提出します。	
租 稅 公 課 ⑧	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の納付税額があるときは、その納付税額（納付税額を本年分の未払金に計上したときは、その未払金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。	
種 苗 費～飼 料 費 ⑨～⑫	自給分については、収穫した時の価額によって記入します。	
減 価 償 却 費 ⑯	決算書3ページの⑯表の⑯の金額を記入します。	
雇 人 費 ⑯	決算書2ページの⑯表の⑯の金額を記入します。	
農産物以外の棚卸高 ⑯・⑯	決算書2ページの⑯表の⑯及び⑯の金額を記入します。	
經 費 から 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ⑯	決算書3ページの⑯表の⑯の金額を記入します。	
各・種・準・備・當・金・等	貸 倒 引 当 金 ⑯	前年分決算書の⑯の金額を記入します。
	專 徒 者 給 与 ⑯	決算書2ページの⑯表の⑯の金額を記入します。
	貸 倒 引 当 金 ⑯	決算書4ページの⑯表の⑯の金額を記入します。
青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 ⑯	「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の適用のある方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」 ^(注) を参照してください。	
青 色 申 告 特 別 控 除 額 ⑯	決算書4ページの⑯表の⑯の金額を記入します。	
⑯のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	⑯の金額のうち、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける所得の黒字の金額を記入します。この場合、確定申告書にこの特例の適用を受ける旨を記入し、証明書及び所得計算の明細書を添付してください。 ※ この特例の適用に当たり計算される肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、総所得金額から除かれるものではありません。	

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。

【記載例（決算書2ページ）】

令和〇〇年分 **コクセイクロウ**
氏名 **国税太郎**

F A 3 1 2 5

整理番号

提出用 (令和二年分以降用)	区分	作付面積 (耕育) (頭羽数)	本年 収穫量 (生産頭数)	農産物の期首棚卸高		販売金額	家事消費金額	農産物の期末棚卸高	
				数量	金額			数量	金額
	水稲	200	10,840	600 kg	145,000 円	2,395,000 円	195,000 円	680 kg	164,300 円
田	自家用野菜	5					60,000		
	はくさい	40				1,624,000	3,000		
	レタス	10				663,000	2,000		
畑	甘藷	40	15,000			1,420,000	5,000		
	きゅうり	600 m ²				1,337,000	6,000		
特殊施設	トマト	600				1,408,000	4,000		
	農産物計	耕作面積 307				145,000	8,847,000	275,000	164,300
	肉豚	25 頭羽				1,125,000			
畜産物その他									
	合計					① 7,972,000	② 275,000		

区分	金額
水稲共済金	3,000 円
農作業受託料	24,000
入合	計 ③ 27,000

区分	期首棚卸高	期末棚卸高
未収穫農産物		
販売用動物		
配合飼料	10袋	20,000 円
配合飼料	40袋	66,000 円
xx乳用	30本	10,000 円
xx水和剤	12本	11,000 円
タンポール箱	100箱	11,900 円
その他		
合計		③ 342,900 円

区分	支給額	所得税及び復興特別
氏名・住所又は作業名	日数	現金 現物 合計
培養土消去	16	80,000 円 13,000 円 93,000 円
みかん摘果	26	130,000 21,000 151,000 0
その他(8人分)	8	40,000 6,000 46,000 0
計	50	250,000 40,000 290,000 0

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に移記してください。

- 2 -

Ⓐ収入金額の内訳

区分	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。 なお、温室やビニールハウス等で収穫したものは「特殊施設」欄に記入します。
農産物の期首棚卸高	本年1月1日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。
販売金額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額になります。
農産物の期末棚卸高	本年12月31日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。金額については、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物類以外の農産物で、数量が僅かなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
家事消費金額 事業消費金額	農産物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。
雑収入	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。そのほか国や地方公共団体などから支給された助成金等で農業所得として課税の対象となるものがある場合にも、当該助成金等の金額を含めて、この欄に記入します。 また、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「青色申告の決算の手引き（一般用）」（7ページ）を参照してください。

Ⓑ農産物以外の棚卸高の内訳

未収穫農産物	収穫していない農産物について要した費用を記入します。 なお、毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えありません。
販売用動物	販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
種苗、飼・肥料、農薬、諸材料	種苗、飼料、肥料、農薬、未使用の俵、苗代用ビニール、杭等の諸材料等の購入に要した費用を記入します。
その他	その他農業用に使用されている貯蔵品について記入します。

Ⓒ雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	期間雇人（年雇人）の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合には作業名を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の源泉徴収税額を記入します。 なお、臨時雇人など年末調整が行われない方については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

Ⓓ専従者給与の内訳

延べ従事月数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。

【記載例（決算書3ページ）】

⑤ 減価償却費の計算										
⑥ 会計年分 （会計年分以降用）	面積 又は 数量	取 得 (成熟 年月)	⑦ 取得 債 債額 (償却保証額)	⑧ 債 債の基礎 方法	耐 用 年 数	⑨ 債 債率 又は 改定償却率	⑩ 債 債期間 （改定償却率）	⑪ 本年分の 償却額	⑫ 本年分の 普通償却費 (⑩×⑪×⑫)	⑬ 割 増 (特別) 償却費
木造建物	33.4	平成28年5月	1,500,000円	定額	15	0.067	12/12	100,500	100,500	—
金属造舎	40	R17.4	1,240,000	定額	19	0.053	12/12	49,290	49,290	—
耕うん機	1台	R17.9	450,000 (39,060)	定率	7	0.286	12/12	42,900	42,900	42,900
サツカーン機	40台	R18.1	520,000	旧定額	30	0.034	12/12	16,796	16,796	16,796
一括償却資産	—	R17.	180,000	—	—	1/3	12/12	60,000	60,000	60,000
パソコン他	—	R17.	合計500,000 (明細は別途保管)	—	—	—	12/12	—	—	500,000
貯水池	1	平成2.2	800,000	—	—	—	12/12	8,000	8,000	8,000
計								277,486	—	277,486
									等	777,486
										2,479,186

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑤欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます)

果樹・牛馬等の名稱	取得・生産 ・定植等の年月日	育成費用の明細					⑤ 本年中に成 熟したものの 取 得 債 債額 (④+⑥-⑦)	⑥ 翌年への 繰 越 額 (⑦-④)	⑦、⑧、⑨の欄の金額の 計 算 方 法
		⑦ 本年中の 種苗費、種付 料、蒸留費	⑧ 本年中の 肥料、農薬等	⑨ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑩ 本年分の 投下費用	小計 (⑦+⑧)	計 (⑨+⑩)		
サツカーン機 (20台)	28.11	275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000
計		275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000

(注) ⑦、⑧の金額は、それぞれを1ページの⑤、⑥の欄に移記してください。

⑤ 減価償却費の計算

① 取得価額 (償却保証額)	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産				平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産			
	旧定額法		旧定率法		定額法		定率法	
	250%定率法	200%定率法	平成19年4月1日から 平成24年3月31までに取得 ^(※1)	平成24年4月1日 以後に取得 ^(※2)				
② 債却の基礎 になる金額	取得価額そのままの金額を記入します。	下段の括弧内は記入する必要はありません。	下段の括弧内に償却保証額（取得価額×保証率）を記入します。					
③ 債却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。	届け出でない方は、旧定額法になります。 ・ 建物（平成10年4月1日以後に取得したもの）及び生物は旧定額法になります。	届け出でない方は、定額法になります。 ・ 建物、建物附属設備、構築物及び生物（建物附属設備及び構築物は平成28年4月1日以後に取得したものに限ります。）は、定額法になります。					
④ 耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。							
⑤ 債却率又は 改定償却率	6ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合は、「1/3」と記入します。		調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入します。					
⑥ 本年中の 償却期間	資産を月の中途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。							
⑦ 本年分の 普通償却費	① 「④×⑤×⑥」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行なう場合には、「{(取得価額-取得価額×95%-1円)÷5}×⑥」の金額（生物については、「{(残存価額-1円)÷5}×⑥」の金額）を記入します。	① 「④×⑤×⑥」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。						

		平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	
		旧定額法	旧定率法	定額法	定率法
					250%定率法
					平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 ^(※1)
<input checked="" type="checkbox"/> 割増(特別) 償却費		中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却などの適用を受ける場合に、割増しなどの部分の償却費(普通償却費は含めません。)を記入します。			
<input checked="" type="checkbox"/> 未償却残高 (期末残高)		次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、①の金額から①の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高(「取得価額-前年末までの減価償却費の累積額」の金額)から①の金額を差し引いた金額			
摘要	要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額(生 物については、取得価額から残存価額を差し引いた 金額)に達した翌年分以後5年間において 均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入し ます。		調整前償却額が償却保証額未満となる年分 以後は「改定償却」と記入します。	
		次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 割増償却や特別償却の適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月 日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省 略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算 入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費 算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」		平成24年4月1日から 同年12月31日までに 取得した減価償却資産 について、250%定率法 により償却費の額を計 算することを選択して いる場合には、「250% 定率法」と記入します。	

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます(平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。)。

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数(その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。)を耐用年数とすることができます。

[算式]

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産
法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産
法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8) = 耐用年数

○業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合(転用した場合)の減価償却費の計算

業務の用に供していない減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の減価償却費の計算に当たっては、業務の用に供しない資産として使用していた期間における「減価の額」の計算を一定の方法で行い、この「減価の額」をその資産の取得価額から控除した金額を、その業務の用に供した日におけるその資産の未償却残高とします。

国税庁ホームページ参照: タックスアンサー「新築家屋等を非業務用から業務用に転用した場合の減価償却」

○果樹・牛馬等の育成費用の計算

①前年からの繰越額		前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と育成費用の前年末の合計額を記入します。
育成費用の明細	②本年中の種苗費、種付料、畜産費	このほか、苗木の定植費用を含めて記入します。
	③本年中の肥料、農薬等の投下費用	飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。
	④育成中の果樹等から生じた収入金額	育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は果樹の育成費用から差し引きます。 ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には育成費用から差し引く必要はありません。

○地代・賃借料の内訳

小作料、賃耕料等の別	小作料、賃耕料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

○利子割引料の内訳

本年中の利子割引料	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

【記載例（決算書4ページ）】

① 貸倒引当金繰入額の計算		金額
（令和二年分以降用）		円
賃別評価による本年分繰入額		⑦
（賃別評価による貸倒引当金に用いる標準の金額を用いてください）		
一括評価による本年分繰入額	年次における一括評価による貸倒引当金の合計額	⑧ 1,200,000
本年分繰入額	（⑦ × 5.5 %）	⑨ 66,000
本年分繰入額	本年分繰入額	⑩ 66,000
本年分の貸倒引当金繰入額	（⑦+⑨）	⑪ 66,000

⑫ 青色申告特別控除額の計算		（この計算に当たっては、「決算の手引き」の青色申告特別控除額を用いてください）
本年分の不動産所得の金額	（⑪のとおり）	円
青色申告特別控除前の事業所得の金額	（⑪のとおり）	3,356,448
53万円又は53万円とかけかねない方の金額	（⑪）	
55万円の青色申告特別控除額	（55万円又は53万円とかけかねない方の金額）	⑫ 550,000
受け取る場合	（50万円とかけかねない方の金額）	⑬
上記以外の青色申告特別控除額	（50万円とかけかねない方の金額）	⑭
の場合	（10万円とかけかねない方の金額）	⑮

⑬ 本年中における特殊事情	
（注）※、※の金額は、それぞれを1ページの※、※の欄に移記してください。	

貸借対照表（資産負債調）		
（令和7年12月31日現在）		
科 目	1月1日(期首)	12月31日(期末)
現 金	183,800円	186,600円
普 通 預 金	452,000	315,000
定 期 預 金	2,000,000	1,305,000
そ の 他 の 預 金		
売 挂 金	1,000,000	1,200,000
未 収 金		
有 価 証 券		
農 産 物 等	145,000	164,300
未 収 稲 農 産 物 等	224,000	161,000
未 成 熟 の 果 樹	275,000	335,000
肥 料 そ の 他 の 肥 産 品	118,900	145,000
前 払 金		
貸 付 金		
建 物・構 築 物	669,000	1,751,210
農 機 具 等	一	527,100
果 樹・牛 馬 等	217,672	200,876
土 地	7,500,000	7,500,000
土 地 改 良 事 業 受 益 負 担 金		
事 業 主 借		307,510
元 入 金	10,892,372	10,892,372
事 業 主 貸	2,523,244	青色申告特別控除前の所持金額 3,356,448
合 計	12,785,372	16,314,330
	合 計	12,785,372
		16,314,330

（注）「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

- 4 -

○貸借対照表（資産負債調）

農業所得以外の事業所得がなく、農業所得と不動産所得のある方の貸借対照表は、それらの所得に係るものを合算してこの表に記入しますが、それぞれの貸借対照表を各別に記入しても差し支えありません。

資産の部	農 產 物 等	決算書2ページの①表の⑤及び⑥の金額を記入します。
	未 収 稲 農 產 物 等	決算書2ページの⑫表から記入します。
	肥 料 そ の 他 の 貯 藏 品	なお、「未収穫農産物等」には販売用動物を含めて記入します。
	未 成 熟 の 果 樹・育 成 中 の 牛 馬 等	決算書3ページの⑫表の①の「計」欄及び⑫の「計」欄の金額を記入します。
	事 業 主 貸	生活費その他の家事上の費用や所得税等、住民税など農業所得の必要経費にならない租税公課、農産物などの家事消費の金額など本年中に事業から支出した金額の合計額を記入します。
負債・資本の部	預 り 金	専従者給与や他の使用人に支給した給与などから徴収した所得税等の源泉徴収税額のうち、まだ納付していない金額も預り金に含めて記入します。
	事 業 主 借	事業資金として事業主から受け入れた金額や預金通帳に記帳されている利息など事業所得以外の収入で事業に受け入れたものの金額の合計額を記入します。
	元 入 金	期首の金額と期末の金額は同じ金額を記入します。
	青色申告特別控除前の所得金額	決算書1ページの「損益計算書」の⑭欄の金額を記入します。

減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表 2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐 用 年 数	平成19年3月31日	平成19年4月1日	耐 用 年 数	平成19年3月31日	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得	耐 用 年 数	平成19年3月31日	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得	耐 用 年 数							
	平成19年3月31日	平成19年4月1日		平成19年3月31日	平成19年4月1日以後取得		平成19年3月31日	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得								
	平成19年3月31日	平成19年4月1日		平成19年3月31日	平成19年4月1日以後取得		平成19年3月31日	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得								
① 旧定額法	定額法	② 旧定額法	定額法	③ 250%定率法	④ 200%定率法	⑤ 250%定率法	⑥ 200%定率法	⑦ 250%定率法	⑧ 200%定率法							
⑨ 債 債 戻 率	⑩ 債 債 戻 率	⑪ 債 債 戻 率	⑫ 債 債 戻 率	⑬ 債 債 戻 率	⑭ 債 債 戻 率	⑮ 債 債 戻 率	⑯ 債 債 戻 率	⑰ 債 債 戻 率	⑱ 債 債 戻 率							
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038	1	1.000	—	27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036	3	0.833	1.000	28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035	4	0.438	0.625	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034	5	0.369	0.500	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033	6	0.319	0.417	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032	7	0.280	0.357	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031	8	0.250	0.313	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030	9	0.226	0.278	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029	10	0.206	0.250	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028	11	0.189	0.227	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028	12	0.175	0.208	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027	13	0.162	0.192	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026	14	0.152	0.179	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025	15	0.142	0.167	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025	16	0.134	0.156	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024	17	0.127	0.147	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024	18	0.120	0.139	43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023	19	0.114	0.132	44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023	20	0.109	0.125	45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022	21	0.104	0.119	46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022	22	0.099	0.114	47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021	23	0.095	0.109	48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021	24	0.092	0.104	49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020	25	0.088	0.100	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440
26	0.039	0.039	51	0.020	0.020	26	0.085	0.096	51	0.044	0.050	0.053	0.01039	0.040	0.042	0.01421
（注）この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー「減価償却のあらまし」」をご覧ください。																

- 6 -

主な減価償却資産の耐用年数表

<建 物>

構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	年 24
	店舗用・住宅用のもの	年 22
	飲食店用のもの	年 20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	年 17
	公衆浴場用のもの	年 12
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	年 15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	年 22
	店舗用・住宅用のもの	年 20
	飲食店用のもの	年 19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	年 15
	公衆浴場用のもの	年 11
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	年 14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	年 50
	住宅用のもの	年 47
	飲食店用のもの	年 34
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	年 41
	その他のもの	年 39
	旅館用・ホテル用のもの	年 31
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	年 39
	その他のもの	年 38
	店舗用・病院用のもの	年 31
	車庫用のもの	年 30
	公衆浴場用のもの	年 31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	年 38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの	年 41
	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	年 38
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	年 36
	車庫用のもの	年 34
	公衆浴場用のもの	年 30
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	年 34
金属造のもの	事務所用のもの	年
	骨格材の肉厚が、（以下同じ。）	
	4 mmを超えるもの	38
	3 mmを超える、4 mm以下のもの	30
	3 mm以下のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	
	4 mmを超えるもの	34
	3 mmを超える、4 mm以下のもの	27
	3 mm以下のもの	19
	飲食店用・車庫用のもの	
	4 mmを超えるもの	31
	3 mmを超える、4 mm以下のもの	25
	3 mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	
	4 mmを超えるもの	29
	3 mmを超える、4 mm以下のもの	24
	3 mm以下のもの	17
	公衆浴場用のもの	
	4 mmを超えるもの	27
	3 mmを超える、4 mm以下のもの	19
	3 mm以下のもの	15
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	
	4 mmを超えるもの	31
	3 mmを超える、4 mm以下のもの	24
	3 mm以下のもの	17

<工 具>

構造・用途	細 目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		年 5
治具、取付工具		年 3
切削工具		年 2
型（型枠を含む。）、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型	年 2
	その他のもの	年 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	年 2
	自製活字、活字に常用される金属	年 8

<器 具・備 品>

構造・用途	細 目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	年 15
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	年 8
	ベッド 児童用机、いす 陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷蔵機付のもの その他のもの	年 5
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	年 8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー その他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用・接客業用・放送用・レコード 吹込用・劇場用のもの その他のもの	年 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	年 15
事務機器、通信機器	室內装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事・ちゅう房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	年 8
	電子計算機 パソコンコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター、ファクシミリ インターネット、放送用設備 電話設備その他通信機器 デジタル構内交換設備、デジタルボタン 電話設備 その他のもの	年 4
		年 5

<構 築 物>

構造・用途	細 目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	年
	果樹棚又はホップ棚	年 14
	その他のもの	年 17
	【例示】頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水槽、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど	年
	主として金属造のもの	年 14
	【例示】斜降索道設備、農用井戸、かんがい用配管など	年
	主として木造のもの	年 5
	【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など	年
	土管を主としたもの	年 10
	【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	年
	その他のもの	年 8
	【例示】薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など	年

<車両・運搬具>

構造・用途	細 目	耐用年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	年
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	年 4
	貨物自動車	年 4
	ダンプ式のもの	年 5
	その他のもの	年 6
	その他のもの	年 3
	2輪・3輪自動車	年 2
	自転車	年 2
	リヤカー	年 4

構造・用途	細 目	耐用年数
容器、金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが6 m以上のものに限る。） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	年 6 年 8 年 10 年 7 年 3 年 2 年 5 年 20

<機械・装置>

設備の種類	細目	耐用年数
農業用設備		年 7
林業用設備		5

<生 物>

種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。)	年 6
	役肉用牛	4
	乳用牛	4
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。)	6
馬	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。)	6
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。)	6
	競走用	4
	その他	8
豚		3
綿羊、やぎ	種付用	4
	その他	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
梨樹		26
桃樹		15
桜桃樹		21
びわ樹		30
くり樹		25
梅樹		25
柿樹		36
あんず樹		25
すもも樹		16
いちじく樹		11
キウイフルーツ樹		22
ブルーベリー樹		25
パイナップル		3
茶樹		34
オリーブ樹		25
つばき樹		25
桑樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9

(注) この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『減価償却のあらまし』」をご覧ください。

残存割合表

(平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した資産には適用しません。)

資産の種類等	残存割合	資産の種類等	残存割合
建物、農機具などの一般減価償却資産	10%	馬	
牛		繁殖用、競走用	20%
繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛	20%	種付用	10%
種付用の乳用牛	10%	その他用	30%
その他用	50%	綿羊、やぎ	5%
豚	30%	果樹その他の植物	5%

※ 牛と馬については、残存価額(取得価額×残存割合)が10万円以上となる場合には、10万円とします。

適格請求書等保存方式(インボイス制度)について

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始しています。
詳しくは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイス制度特設サイト

電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な帳簿や書類を、電子データで保存することに関する制度です。

- 電子帳簿等保存
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(請求書・決算書等)については、一定の要件の下で、電子データのまま保存を行うことができます。
- スキャナ保存
決算書等を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類 자체を保存する代わりに、一定の要件の下で、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。
- 電子取引データ保存
所得税及び法人税に係る保存義務者は、領収書・請求書等を電子データでやりとりした場合、一定の要件の下で、その電子データを保存しなければなりません。

★ 「優良な電子帳簿」の導入もご検討ください

一定の帳簿について「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減されます(あらかじめ届出書の提出が必要です。)。

あわせて、青色申告特別控除は控除額65万円の適用を受けることができます。



電子帳簿等保存制度特設サイト



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。